

まつしげ町

MATSUSHIGE TOWN

No. 54
2013.12

議会だより

平成25年
第3回定例会



岡山県矢掛町役場にて

目次

- 議決の結果及び内容…………… 2 ページ
- 表決結果…………… 4 ページ
- 町政に対する一般質問…………… 5 ページ
- 常任委員会委員長レポート…………… 7 ページ
- 平成24年度各会計の決算を認定…………… 10 ページ
- 意見書を提出しました…………… 11 ページ
- 地震・津波対策特別委員会の行政視察／
編集後記…………… 12 ページ

発行／徳島県松茂町議会
 編集／松茂町議会広報特別委員会
 〒771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30
 TEL 088-699-8720 FAX 088-699-6010

議決の結果及び内容（詳しくは会議録をご覧ください。会議録は図書館にあります。）

議案番号	件名及び内容	議決年月日	議決の結果
選任第4号 選任の内容	常任委員の選任 ◆佐藤道昭議員を総務常任委員、産業建設常任委員に選任する。	25年9月5日	原案可決
選任第5号 選任の内容	特別委員の選任 ◆佐藤道昭議員を地震・津波対策特別委員に選任する。	25年9月5日	原案可決
諮問第2号 諮問の内容	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて ◆人権擁護委員として、山元幸子氏の再任の推薦に異議なしと答申する。	25年9月5日	推薦答申
同意第3号 同意の内容	教育委員会委員の任命について ◆教育委員会委員として、濱政則氏が就任することに同意。	25年9月5日	原案同意
議案第41号 選任の内容	副町長の選任について ◆吉田直人氏を副町長に選任する。	25年9月5日	原案可決
報告第5号 報告の内容	平成24年度健全化判断比率の報告について ◆松茂町代表監査委員、谷川進氏から財政健全化法に基づく審査結果。財政がきわめて健全な自治体であると報告。	25年9月5日	報告
報告第6号 報告の内容	平成24年度資金不足比率の報告について ◆松茂町代表監査委員、谷川進氏から財政健全化法に基づく審査結果。資金の不足額はなく良好であると報告。	25年9月5日	報告
議案第42号 契約の内容	松茂町立小中学校動産の買入について ◆契約金額：12,915,000円 契約の相手方：四国通建（株）徳島支店	25年9月5日	原案可決
議案第43号 改正の内容	松茂町防災会議条例の一部を改正する条例 ◆市町村防災会議条例に習い、委員定数を引き上げるもの。	25年9月19日	原案可決
議案第44号 制定の内容	松茂町子ども・子育て会議条例 ◆町の合議制の機関として、松茂町子ども・子育て会議を条例で定めるもの。	25年9月19日	原案可決
議案第45号 改正の内容	松茂町各種委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例 ◆松茂町子ども・子育て会議委員の報酬及び費用弁償を定めるもの。	25年9月19日	原案可決
議案第46号 改正の内容	松茂町豊久排水施設の管理費の分担金徴収に関する条例の一部を改正する条例 ◆豊久排水機場の管理費の分担金徴収関し、区域の見直しをするための一部改正。	25年9月19日	原案可決
議案第47号 補正の内容	平成25年度松茂町一般会計補正予算（第2号） ◆既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ12,955,000円を追加し、総額を5,157,985,000円とする。 歳入では、平成24年度各種事業確定による返納金等の増額補正。歳出では、排水対策実施設計委託料及び負担金等の増額補正。	25年9月19日	原案可決
議案第48号 補正の内容	平成25年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） ◆既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,147,000円を追加し、総額を1,547,822,000円とする。 歳入では、前期高齢者交付金、前年度繰越金の増額補正。歳出では、平成24年度精算による返還金を増額補正。	25年9月19日	原案可決

議案番号	件名及び内容	議決年月日	議決の結果
議案第49号 補正の内容	平成25年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第2号） ◆既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,754,000円を追加し、総額を930,829,000円とする。 歳入では、過年度分精算による増額補正。歳出では、平成24年度精算による返還金を増額補正。	25年9月19日	原案可決
議案第50号 補正の内容	平成25年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） ◆既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,534,000円を追加し、総額を155,131,000円とする。 歳入では、前年度繰越金の増額補正。歳出では、平成24年度の精算による返還金を増額補正。	25年9月19日	原案可決
議案第51号 補正の内容	平成25年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算（第1号） ◆既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,131,000円を追加し、総額を14,466,000円とする。 歳入では、前年度繰越金の増額補正。歳出では、長原渡船管理費等を増額補正。	25年9月19日	原案可決
議案第52号 補正の内容	平成25年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算（第1号） ◆既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ771,000円を追加し、総額を105,288,000円とする。 歳入では、前年度繰越金の増額補正。歳出では、平成24年度の精算による返還金を増額補正。	25年9月19日	原案可決
議案第53号 補正の内容	平成25年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第1号） ◆既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,836,000円を追加し、総額を534,557,000円とする。 歳入では、前年度繰越金の増額補正。歳出では、平成24年度の精算による返還金を増額補正。	25年9月19日	原案可決
認定第1号	平成24年度松茂町一般会計歳入歳出決算認定	25年9月19日	原案認定
認定第2号	平成24年度松茂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定	25年9月19日	原案認定
認定第3号	平成24年度松茂町介護保険特別会計歳入歳出決算認定	25年9月19日	原案認定
認定第4号	平成24年度松茂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定	25年9月19日	原案認定
認定第5号	平成24年度松茂町長原渡船運行特別会計歳入歳出決算認定	25年9月19日	原案認定
認定第6号	平成24年度松茂町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定	25年9月19日	原案認定
認定第7号	平成24年度松茂町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定	25年9月19日	原案認定
認定第8号	平成24年度松茂町水道特別会計決算認定	25年9月19日	原案認定
発議第4号	道州制導入に断固反対する意見書 ◆道州制の導入に断固反対するもの。	25年9月19日	原案可決
	委員会の閉会中の継続調査について ◆総務常任委員会、産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会、広報特別委員会及び地震・津波特別委員会は継続調査を行う。	25年9月19日	原案可決

表 決 結 果

議案名(議席順)		立井	佐藤	原田	一森	佐藤	池添	一森	吉崎	新保	春藤	森谷	藤枝	結果
		武雄	道昭	幹夫	敬司	富男	英明	康雄	民二	勲	康雄	靖	善則	
選任・諮問・同意・発議・承認・議案														
選任 4	常任委員の選任	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
選任 5	特別委員の選任	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
諮問 2	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	推薦 答申
同意 3	教育委員会委員の任命について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
議案41	副町長の選任について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案42	松茂町立小中学校動産の買入について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案43	松茂町防災会議条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案44	松茂町子ども・子育て会議条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案45	松茂町各種委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案46	松茂町豊久排水施設の管理費の分担金徴収に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案47	平成25年度松茂町一般会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案48	平成25年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案49	平成25年度松茂町介護保険特別会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案50	平成25年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案51	平成25年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案52	平成25年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案53	平成25年度松茂町公共下水道特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
認定 1	平成24年度松茂町一般会計歳入歳出決算認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
認定 2	平成24年度松茂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
認定 3	平成24年度松茂町介護保険特別会計歳入歳出決算認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
認定 4	平成24年度松茂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
認定 5	平成24年度松茂町長原渡船運行特別会計歳入歳出決算認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
認定 6	平成24年度松茂町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
認定 7	平成24年度松茂町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
認定 8	平成24年度松茂町水道特別会計決算認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
	委員会の閉会中の継続調査について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
発議 4	道州制導入に断固反対する意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決

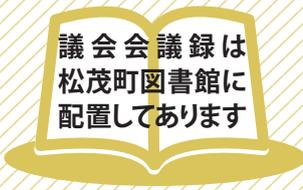
○は賛成 ×は反対 藤枝議長には表決権はありませんが、可否同数のときのみ議決が決します。
「除斥」とは、審議の公正を期するために、利害関係を有する議員は当該事件の審議に参加することができずとする制度です。「退場」とは、表決を棄権し、退場した者を指します。

ついでに聞きたい!

町政に対する一般質問

本年第三回目の定例会が九月五日から十九日にかけて開催されました。二日目に当たる九日には一般質問が行われました。

前日、二〇二〇年夏季オリンピック・パリンピックの開催都市が東京に決まり、今後の日本への希望や夢が高まる中、当町では、町の教育や財政、危機管理といった、足もとをしっかりと見据えた一般質問が行われたと思います。



新保 勲 議員



1 漫画「はだしのゲン」の取扱いについて

Q 昨年十二月、松江市教育委員会が、市民の要請を受け、

漫画「はだしのゲン」に関して、市内の公立小中学校の図書室で、それまで開架閲覧していたものを閉架措置とするように要請して以来、全国的に物議を醸した。このため、先日、同市教育委員会では再検討した結果、教育委員会事務局だけで判断して行った点に手続の不備があるとして、閉架措置の要請を撤回した。しかし、「はだしのゲン」は、旧日本軍の行為を不当なまでに残虐に、かつ過激に描写したり、昭和天皇を「最高の殺人者」と

主人公に言わせるなど、その歴史認識や思想にかなりの偏りが見られるものであり、小中学校に常備すべき図書とは私には思えないし、多くの識者からも同様な意見が聞かれる。

町において、同漫画の保有及び運用状況はどうなっているか。また図書の購入手続はどうなっているか。

今後、同漫画の取扱いをどうしていくつもりか。町の教育委員会では、松江市での騒ぎを受け、同漫画の取扱いについて再検討したのか。また、天皇についての理解と敬愛の念を深めると明記する学習指導要領に同漫画が違反するとの指摘があることについて、町はどう考えているか。

A 現在、町立図書館、小中学校では「はだしのゲン」十巻を一セットずつ保有し、開架閲覧可能としています。

図書購入の手続については、町立図書館では図書館司書が、学校では司書教諭が、話題性、利用者の希望、利用状況等を勘

案し、選定・購入しています。

今回の松江市の問題を受け、町では同漫画の措置について改めて教育委員会で検討はしておりません。しかし、学習指導要領に違反することなく、町の教育は行われておりますし、同漫画も、確かに一部にはご指摘のような過激な描写はあるものの、全体としては原爆や戦争の悲惨さを訴え、平和を尊び、また戦中・戦後をたくましく生きた人々の姿を描写しているところから見ています。したがって、現在のところ、同漫画を閉架措置とするつもりはございません。

ちなみに、「はだしのゲン」を読んだ子供が、どういう反応を示すかを見るのも教育の一つの方法ではないかと思えます。例えば、いじめの問題について、いじめはいけなく、しっかりと正義感を持たなければいけない、弱者をいたわらなければいけない等々、同漫画を読むことで善悪の判断ができ、一緒に仲良く学校生活を送る子供がたくさん出てくることを期待しています。

一 森 康雄 議員



1 税収増加について

Q

五年前のリーマンショック以降、世界的不況により、企業の設備投資は冷え込み、また国内的には度重なる税制改正による法人税の乱高下、さらに東日本大震災を契機に沿岸部から企業が撤退する等々で、当町を取り巻く経済環境は厳しいものになった。特に町税の大部分を占める固定資産税の減収は大きく、また来年度からは地方交付税も減額される見通しとなっている。幸い、町には約五十六億円の一般会計の基金があるものの、これに頼ってばかりでは先細りとなる。

このような中、町長は企業や商業施設等の誘致を図り、税収

及び雇用の増加に努めると所信表明をされたが、何か具体的な計画があるのか。

A

固定資産税については、議員ご指摘のように減少傾向にありますが、景気回復に伴い、地価の下落率もおさまりつつあります。今後、町内の土地の有効活用による商業・産業の振興を図り、優良な課税客体を確保することを最重要課題として税収及び雇用の増加に努めてまいります。

具体的には、既に土地のあるサンスター社の早期進出を促したり、空港周辺の広大な未利用地への企業誘致、平成二十六年年度供用開始のインターチェンジ周辺への商業施設の誘致を推進してまいります。これらの件については具体的に事態が進捗した段階で、議会にもご報告させていただきます。

2 危機管理について

Q

(1) 現在、町庁舎では、昼休みの時間帯も窓口を開い

ているが、現実には、この時間帯、多くの職員が昼食をとり自宅に戻っていると聞く。もしこの時間帯に地震・津波あるいは火災等が発生したら、迅速に対応できるか、疑問に思う。せめて一名ぐらいは管理職を必ず配置させてはどうか。

(2) 独居高齢者や鍵っ子は、震災や火災等が発生した場合、みずからの意志では、なかなか動けないものだ。これらの方々に対する対応策はどうなっているのか。現実にとれぐらいの方が、これらの方に該当するか、町は把握し、具体的な防災計画・マニュアル等を持っているのか。また、複数の所管課で対応しなければいけない案件についての対応策は何か考えているか。

A

(1) 現在、昼休みの窓口対応は課長・係長を含む合計四十名でローテーションを組んで対応しておりますが、現実に管理職不在の場合もあります。しかし、町職員は、

昼休みの時間帯も含め二十四時間三百六十五日体制で、Jアラートやメールシステムを使って緊急時に迅速に参集する体制を整えていますので、この体制の中で対応してまいります。

(2) 高齢者等の災害時要援護者数は七百一名(九月一日現在)と把握し、各地域の自主防災組織を中心に、これらの方々の救難にあたっていただきます。また放課後の鍵っ子については、各家庭での避難場所の事前確認の徹底をいただくとともに、児童館や各学校にそれぞれ避難マニュアルを設けています。また一般的に防災計画や避難マニュアルについては、今後行う避難訓練等の様子を見て、複数課にまたがる案件の対応も含め、その改善に努め、町民の皆様へ防災意識の啓発に、より一層努めてまいります。



常任委員会 委員長レポート

第三回定例会における
委員長報告は次のとおりです。
(各会計の補正総額等は、議決の
結果及び内容をご覧ください。)

総務常任委員会



委員長 原田 幹夫
付託された案件の議
案二件は、原案のとおり
可決いたしました。

松茂町防災会議条例の 一部を改正する条例

本町の防災会議は、地域防災計画の作成や実施の推進のほか、防災に関する重要事項の審議を行う諮問的機関としての機能を有しております。このたびの改正については、多様な主体の参画をはかるため、指定地方行政機関の職員を追加するほか、委員定数を二十名から三十名に引き上げ必要な事項を整理するものです。委員構成においては、新たに国の機関の職員や松茂町に關係する指定地方公共

機関の職員を追加するとともに、町長が防災上必要と認める者を委員に任命できることといたしました。

○主な質疑事項

Q 防災会議の委員となるのは、
どういった国の機関なのでしょうか。

A 国土交通省の道路関係・河川
関係、大阪航空局、地方気象台、
海上保安部などです。

Q 今回の改正は、松茂町独自の
ものなのでしょうか、国からの
指示なのでしょうか。また、板
野郡の他町とは、条例内容につ
いて足並みは揃っていますか。

A 災害対策基本法に基づき、防
災会議は設置することになって
います。その中の委員について
は、町の実情に応じた委員の選
任をするため、防災会議条例は
各町でバラツキがあると認識し
ています。また防災会議のあり
方については、県の指導等も聞
き共通理解を深めておきたいと
考えています。

Q 防災会議の委員には費用弁償
を支払うのですか。

A 松茂町の地域防災計画をつく
るための充て職で、条例委員に

は該当せず支払いはいたしません。

平成二十五年度松茂町一 般会計補正予算(第二号) (所管分)

歳入において、交付額の確定に
よる総務費県委託金六万二千元、
徳島空港線の西延伸事業に伴い北
部学習等供用施設の敷地がかり
売却したための不動産売却収入三
百三十二万三千元、財源調整によ
る生活環境整備基金繰入金の減額
一千五百万円、二十四年度の決算
の確定による繰越金一千二百八十
二万八千円を補正するものです。
歳出において、職員の人事異動
に伴う人件費の補正のほか、地方
分権一括法の七十四法律が今回一
括改正されたことに伴い、本町に
関係のある行政手続を支援する事
務委託料として一般管理費二十万
円、統計調査の経費の配分による
統計調査費六万二千元を補正する
ものです。

産業建設常任委員会



委員長 一森 敬司
付託された案件の議
案五件は、原案のとおり
可決いたしました。

この審議の中での主なものを報
告いたします。

松茂町豊久排水施設の管 理費の分担金徴収に関す る条例の一部を改正する 条例

現在ある豊久排水施設につい
ては、昭和五十年十月に当時の
徳島県開発事業団が松茂町工業
団地を造成した際、団地内とそ
の周辺の排水を目的に設置した
ものを松茂町に施設移管された
ものです。その後、昭和五十八
年に徳島飛行場整備事業の関連
事業として排水施設が増設され
現在に至っております。当時、
施設が移管されたのを機に、松
茂町では分担金徴収条例を制定
いたしました。その内容は、豊
久排水機場の管理の費用に充て
るための分担金を徴収するとい
うもので、分担金の総額は前年
度当該施設の管理に要した費用
とし、区域内の土地所有者から
土地の面積に応じて賦課する
というものでした。賦課対象とし
た区域は、豊久全域、満穂全域、
福有開拓の一部、豊岡開拓全域、
及び海上自衛隊基地用地、和西
裏排水区域を除くというもので

した。当時、分担金をいただいたのは、海上自衛隊徳島教育航空群と企業の五社でありました。

その後、工業団地内の企業が増えるに従い、二十四年度は自衛隊と企業二十三社となり、その金額も管理費の増により七百九万九千円となっております。満穂にある企業は、一般住宅や他の企業と混在しており、受益者としての特定の企業にご負担いただくのを見直したく、今回、条例の一部を改正するものです。

○主な質疑事項

Q 豊久排水機場の管理費用とは、どんな費用を徴収しているのですか。また毎年の負担額は、どのくらいになっているのですか。

A 約三千万円の管理費と修繕費に要する費用の一部で、毎年七百万円余りを各受益者からご負担いただいております。

平成二十五年度松茂町一般会計補正予算(第二号)(所管分)

歳入において、豊久墓地の返還要望が三区画あり、返還手続きが終了した後に募集をかける衛生使用料で六十八万九千円、公共下水道及び農業集落特別会

計の二十四年度決算による一般会計への返納で返還金四百六十七万七千円を追加するものです。

歳出において、職員の人事異動に伴う人件費の補正のほか、豊久墓地の三区画分の返還金三十四万四千円、生ごみ処理機五台分の購入補助でじん芥処理費十四万七千円、ふれあい・きゆうない公園の緊急修繕工事に伴う美しいまちづくり事業費百六十万円、中喜来・北川向地区の排水対策事業の実施設計とボーリング調査費用の計上で農地費四百五十七万円、長原漁港施設等の機能診断を行うため水産振興費で百四十万円を追加するものです。

○主な質疑事項

Q ふれあい・きゆうない公園の利用者はどのくらいあるのですか。また窓ガラスは、どのように修復するのですか。

A 向喜来緑地公園と一体化した公園となっております。子どもが釣りをしたり木製の遊歩道を住民が散歩をしたりしています。水中観察用ゲージにある窓ガラスは修復せず、ゲージは埋め立てることにしております。

平成二十五年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算(第一号)

歳入において、二十四年度の当会計の決算による繰越金三百三十三万一千円を追加するものです。

歳出において、長原渡船管理費の十七万一千円は需用費に充て、予備費の二百九十六万円は補正予算の残額を計上するものです。

平成二十五年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算(第一号)

歳入において、二十四年度の決算で繰越金が確定したことに伴う歳入への受け入れで繰越金七十七万一千円を追加するものです。

歳出において、歳入で受け入れた前年度繰越金を一般会計に返納する返還金七十七万一千円を追加するものです。

平成二十五年度松茂町公共下水道特別会計補正予算(第一号)

歳入において、二十四年度の決算で繰越金が確定したことに伴う歳入への受け入れで繰越金三百八十三万六千円を追加するものです。

歳出において、歳入で受け入れた前年度繰越金を一般会計に返納

する返還金二百八十三万六千円を追加するものです。

教育民生常任委員会



委員長 佐藤 富男

付託された案件の議案六件は、原案のとおり可決いたしました。

この審議の中で、主なものを報告いたします。

松茂町子ども・子育て会議条例

今回の条例改正については、子ども・子育て支援法第七十七条の規定に基づき、町の合議制の機関として松茂町子ども・子育て会議を条例で定めるといふものです。この松茂町子ども・子育て会議は平成二十七年四月に施行予定である子ども・子育て支援制度に関する事業計画の策定や進捗管理などについて、保護者の方を含む子ども・子育て支援の当事者などの意見を聞くための会議であり、本町の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて施策を実施していくことを目的としたものです。平成二十

五年度には、この会議を設置し、会議では子育てに関して、どのような支援が必要かなど、保護者へのニーズ調査の内容及び結果について審議をしていただきます。平成二十六年には二一七調査も踏まえて松茂町が五年計画として作成する松茂町子ども・子育て支援事業計画に関する事項等を調査・審議し町に提言いただくこととなります。

○主な質疑事項

Q 子ども・子育て支援法とは、どのような法律なのですか。

A この他にも法律があり、子ども・子育て関連三法の内の一つであります。待機児童の解消を図るために制定された法律です。

Q 子ども・子育て会議の委員には、どのような方を予定していますか。

A 子どもの保護者、子ども・子育ての事業従事者・学識経験者、事業主の代表、労働者の代表、市町村長などで、選任はバランスよく行う予定です。

Q 労働者の代表とは、どのような方をいうのですか。

A 大きな会社だと、事業所内で保育園をもっている所がありま

す。そのような所の方を委員に入ってもらおう予定にしています。**Q** 松茂町に子ども・子育て会議を組織する必要性はどこにあるのですか。

A 子ども・子育て支援制度が平成二十七年からスタートする予定です。これに対処するためこのような会議をつくり支援準備を進めています。

また国では、今よりも質の高い保育、幼稚園教育を目指しての施策を検討しています。

Q この条例を公布すれば、少子化対策の一助となるのですか。

A 子どもを保育しやすい環境を整えるのが、この条例の趣旨です。

松茂町各種委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

松茂町子ども・子育て会議は地方自治法第百二十八条の四に規定する町の付属機関であり、同法第百三条の二の規定により報酬を支給することとなっております。この改正については、報酬及び費用弁償の額並びに支給方法について定めるものです。

○主な質疑事項

Q 費用弁償で、日額六千円というのはどこに根拠があるのですか。

A 町の費用弁償支給条例に準じて決定しております。

平成二十五年松茂町一般会計補正予算(第二号)(所管分)

民生関係の歳入において、介護保険特別会計繰越金返納金及び後期高齢者医療特別会計繰越金返納金は、二十四年度の精算により剰金の返納で六百四十四万六千円を追加するものです。

歳出において、職員の人事異動に伴う人件費の補正のほか、子ども・子育て会議の委員十名分で年間四回の会議を開催する費用として児童福祉総務費二十四万円、診療報酬の返還金で老人保健費三万円、節目年齢の子宮がん、乳がん及び大腸がん検診の推進事業補助金の精算で予防費八万九千円を追加するものです。

教育委員会関係の歳出において、職員の人件費に伴う人件費の補正のほか、老朽化に伴う松茂小学校南校舎の出入り口玄関ドアの取替補修、東側の児童生徒出入り口

ドアの補修及び屋上の高架タンクの送水ポンプの取り替えで小学校管理費四百三十万円を追加するものです。

○主な質疑事項

Q 子ども・子育て会議の委員は二十名を予定しています。委員報酬を支払う予算は十名分を計上しているが、その他の十名の方は報酬を支払わないのでしょうか。

A その他の委員十名は、町関係の職員などを予定しており、報酬を支払う対象となっております。

平成二十五年松茂町国民健康保険特別会計補正予算(第二号)

歳入において、二十四年度の療養給付費の確定による国庫負担金の追加交付で療養給付費負担金四十七万三千元、二十三年度の精算及び二十五年年度の概算額により増額する前期高齢者交付金七百二十一万円、二十四年度の精算による県の追加負担で特定健康診査等負担金九万九千円、今回の補正の財源に充当する繰越金三十六万五千円を追加するものです。

歳出において、二十三年度の精

算及び二十五年度の概算見込みで後期高齢者支援金七百九十四万八千円・前期高齢者納付金の減額十五万九千円・介護納付金の減額三十七万円、二十四年度分の精算による超過交付分の返還金七十二万八千円を補正するものです。

平成二十五年度松茂町介護保険特別会計補正予算(第二号)

歳入において、過年度分の精算による介護給付費国庫負担金四十一万七千円・介護給付費県負担金七万一千円・介護給付費交付金七十四万二千円、今回の補正の財源として充当する繰越金三百五十二万四千円を追加するものです。歳出において、二十四年度分の超過交付分の返還金四百七十五万四千円を追加するものです。

平成二十五年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算(第一号)

歳入では、平成二十四年度決算により繰越金が確定したことに伴い一般会計へ返還するため、歳入の前年度繰越金で二百五十三万四千円の増額補正をし、歳出の一般会計繰入金返還金で同額の増額補正を行うものです。

○主な質疑事項

Q 後期高齢者医療保険にはたくさんの方の年金生活者が加入しているが、医療保険料の支払いに苦勞も多いようである。できるだけ納付がしやすくなるよう納付方法などを見直す取り組みをさせていただきたい。

A 後期高齢者医療保険料は県下二十四市町村による広域連合が決定しています。納付の形態については年金天引きや口座振替納付書による支払いがあります。納付の困難な被保険者には、分納誓約を行ってもらった後、一回当たりの納付金額を下げることもに納付の回数を増やした納付書を発行しています。

平成二十四年度各会計の決算を認定

決算審査は、議会が決定した予算が適正に執行されているかどうかを審査するとともに、住民に代わって行政効果を検証するものです。

町長から監査委員の意見を付けて提出された八会計の決算認定は、第三回定例会においてすべてが認定さ

れました。

決算審査結果

監査委員
・谷川進
・一森康雄

決算審査の結果

平成二十四年度一般会計および特別会計の歳入歳出決算書について、関係諸帳簿、証拠書類等と照合した結果、収支計数は正確であり、予算の執行についても適正なものと認めます。

決算審査で付された意見

(1) 一般会計の状況については、歳入において前年度より約四億一千七百万円、七ポイント低下、歳出は約五億九百万円、八・六ポイント低下となっています。各年度において、国庫補助事業等により増減はあるが、平成二十四年度においては、歳出の増加が歳入の増加を一・六ポイント上回っております。繰越金は実質収支額において約一千二百万円の対前年比増となっております。厳しい財政事情の中、今後とも適正で効率的な歳入の確保に努め、限られた経費で大きな効果が上げられるよう積極的に

各種事業を展開してください。

町税については、約四千六百万円万円の減収になっているものの、徴収率は、九八・〇二％(前年九八・〇九％)と、県下では最高位の高い徴収率が維持できています。経済情勢が厳しい中、徴収が難しい状況であるが、現年分、滞納繰越分ともに法的対応も含め徴収向上対策が認められます。公平性と歳入確保のためになお一層の努力を期待します。

財政の硬直化を示す経常収支比率は七六・二％と前年度より二・六ポイント改善し、平成二十四年度以降八〇％を下回っており、良好な傾向であります。しかしながら、依然として厳しい財政運営になるので、経常支出を抑制し、経常収支比率七五％を目指して、引き続き財政の健全化に一層努力してください。

(2) 国民健康保険特別会計の保険料の収納状況については、前年度に比べ〇・三ポイントの低下となっております。現年に重点をおき、引き続き徴収率向上に努力を望みます。

本会計の安定運営には、保険税

収入の確保が最重要であり、負担の公平性の観点からも、滞納の発生防止に一層の努力を期待するものです。加えて、増え続ける医療費の抑制を図るうえにおいて、健康診断等の側面からのサポートや、疾病予防意識の普及充実に努めてください。

(3) 介護保険特別会計の状況については、介護保険料の徴収率が九六・九二％（前年九六・八〇％）と向上しております。引き続き徴収率向上に努力してください。今後も財源を確保し、制度の円滑な運営に努めてください。

(4) 後期高齢者医療特別会計の状況については、高齢化社会がますます進むことが予想される社会状況であるので、高齢者の健康維持に努め、医療費の抑制を望みます。

(5) 長原渡船運行特別会計の状況については、良好な運営ができておりますので、申し上げることはありません。

(6) 農業集落排水と公共下水道特別会計については、将来にわたり公債費の償還が続き、一般会計からの繰出金が継続されることとなります。本町の財政環境に非

常に大きなウェイトを占めることになるので、加入率の促進に努め、長期的な継続事業として、効果の高い計画的な事業の遂行を望みます。

(7) 水道特別会計の状況については、引き続き配水管及び石綿管の布設替えを実施し、安全な水が安定的に供給されることを望みます。

経理面からは、供給単価百十六円六十六銭と給水原価百円九十銭であり、企業会計としては健全な経営ができており、水道料金の収納率も良好であることが認められます。

(8) 保育料・給食費・幼稚園使用料・町営住宅使用料等について、過年度滞納がみられます。公平性と歳入確保のため、引き続き徴収努力をお願いします。

健全化判断比率および 資金不足比率の報告

財政状況の基準を示す数値で、それぞれに良好な数値が維持されており、財政がきわめて健全な自治体であると認められます。

道州制導入に断固反対する意見書

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々松茂町議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月19日

徳島県松茂町議会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣法第九条の第一順位指定大臣（副総理）

内閣官房長官 総務大臣・内閣府特命担当大臣（地方分権改革）・道州制担当

意見書を提出しました

地震・津波対策特別 委員会の行政視察

視察日 平成二十五年七月九日
～十一日

視察先 青森県八戸市（東日本
大震災）、北海道奥尻町
（北海道南西沖地震）

視察目的 大震災から学ぶ防災・
減災対策について

（立井武雄 記）

今回の三日間に及ぶ視察を通じて、被災された地域の日も早い復興を願うとともに、非常時に備えた危機管理体制や、避難訓練と心構えの大切さを痛感させられました。また、掛け替えのない人命を失うことのないよう、今できる防災対策の早急な取り組みの重要性を改めて認識した視察研修となりました。

青森県八戸市

人口約二十四万人、青森県南東部の太平洋に面したまち

震災とその後

取り組み状況の概要

東日本大震災の被害状況について

- ・死者一名、行方不明者一名
- ・家屋被害 二千二十四棟

八戸市の取り組み

- ・情報伝達・通信手段の強化、燃料不足対策、停電対策、災害時応援協定自主防災組織への支援、津波避難ハンドブックの配布、記録誌の作成、県外廃棄物の受け入れ

北海道奥尻町

人口約三千人、北海道南西部の日本海上に浮かぶ島

津波により被災した現場と復興状況を視察

主な津波対策について

- ・防潮堤の整備
総延長十四km、高さ十一m（津波の高さに合わせている）
- ・避難路と避難所の整備
町内に計四十二箇所（避難路）、町内に二十箇所（指定避難所）
- ・津波樋門の整備（四箇所）
津波の流入を防ぐ対応
- ・人工地盤の建設
即座に逃げるための人工の高台



高さ11mの防潮堤



2,325人が避難できる人工地盤

編集後記

町内各地区の秋祭りを前にした十月三十日から十一月一日の日程で、岡山県の早島町、矢掛町「表紙写真」、広島県の熊野町、坂町、府中町を訪れました。

議会での議論の活性化と町民の皆様にはわかりやすい議会運営とするために、視察研修を五町で実施したものです。各町ともに議会運営について研修を受けた後、議員の方々と自由闊達な意見交換を行いました。共通していたのは、本会議での質問を町民の皆様によりわかりやすくどうお知らせするかが意見交換の焦点となり議論が深まりました。視察により得た教訓を今後の議会運営に活かしてまいります。

◆議会広報特別委員会

- 委員長 池添英明
- 副委員長 森谷 靖
- 委員 春藤康雄
- 委員 一森敬司
- 委員 立井武雄